

社会福祉法人 夕陽会

行 動 計 画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次の通り行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日～令和7年6月30日

2 目標

男性・女性ともに育児休業取得率100%を達成する。

3 取組内容・実施時期

令和4年4月～ 育児休業の制度について周知を行う

令和4年5月～ 男女ともに休業しやすい職場風土づくりに向け、随時意見を募る

令和4年5月～ 随時希望者に対し育児休業給付の説明やその後の流れおよび

取得手続きの案内をする

並行して、育児休業から復職した者に対し、職場と家庭の両立の支援する為、年次有給休暇や

その他休暇の取得を推進するなど、随時フォローを行う

令和4年3月31日

社会福祉法人夕陽会